

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



大治町心身障害者
扶助料を支給します

下表のいずれかに該当する在
宅の障害児・者の方には、心身障
害者扶助料が支給されます。
該当者には、3月中旬に通知
しますのでご確認ください。

支給申請に必要なもの

- ・申請者の印鑑(認印可)
- ・申請者名義の振込口座の分か
るもの(通帳等)

・障害者手帳

※扶助料は、申請の翌月から支
給されます。既に申請済みの方
は手続き不要です。

支給月

- ・3月(10～3月分)
- ・9月(4～9月分)

注意 社会福祉施設または介護

保険施設(一部医療機関を含む)
に入退所されている方および障
害者手帳の有効期限が切れてい
る方は、届け出が必要ですのでご
注意ください。

区分

月額

重度重複障害のある方
(身体障害者手帳の級別区分が1級または
2級かつIQ35以下(療育手帳A)または精
神障害者手帳の級別区分が1級の方)

7,500円

- ・身体障害者手帳の級別区分が1級また
は2級の方
- ・IQ35以下(療育手帳A)の方
- ・精神障害者手帳の級別区分が1級の方

4,500円

- ・身体障害者手帳の級別区分が3級の方
- ・IQ36以上50以下(療育手帳B)の方
- ・精神障害者手帳の級別区分が2級の方

3,500円

身体障害者手帳の級別区分が4級の方

3,000円

- ・身体障害者手帳の級別区分が5級また
は6級の方
- ・IQ51以上75以下(療育手帳C)の方
- ・精神障害者手帳の級別区分が3級の方

2,000円

問合せ先 役場 民生課

内線169・232

みんなで支える

介護保険

介護保険制度は、社会全体で
介護を支え合い、真に必要な介
護サービスを総合的、一体的に提
供する仕組みです。65歳以上の方
は第1号被保険者となり、それ

●保険料の納め忘れに
ご注意ください

それぞれの所得状況などに応じた介
護保険料を納付していただく必
要があります。皆さんに納付して
いただく保険料は、介護保険を
運営するための大切な財源です。

●保険料の納め忘れに
ご注意ください

・介護保険料の納付がお済みで
ないものがありましたら、お早
めに納付をお願いします。

・介護保険料を滞納すると、介
護サービスを利用する際に、い

つたん全額自己負担で支払ったから介護給付の9割相当分を払い戻す償還払いの適用や、滞納期間に応じサービス利用料が1割負担から3割負担へと変更になる場合があります。

・介護保険料の納付相談を行っています。お気軽にお問合せください。

問合せ先 役場 民生課

内線 115・158

国民健康保険の一部負担金の減免制度

制度の内容 災害など特別な理由により、著しくその生活が困難となり、収入が一定の基準額以下の方に對して、調査・納税相談のうえ、病院の窓口での支払いを免除、減額または徴収を猶予します。

ただし、特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している方およびその世帯に属する被保険者は適用されません。

特別な理由

・震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡もしくは障害者となり、または資産に重大な損害を受けたとき

・干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき

・事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき

・前に掲げるもののほか、特別な理由により町長が認めたとき

免除等の種類

・免除 病院の窓口での支払いはありません。

・減額 支払額の2分の1が減額されます。

・猶予 一定期間の支払いが猶予され、期間経過後に支払いをしていただきます。

その他 国民健康保険税が減免される制度もあります。

問合せ先 役場 保険医療課

内線 170

防犯対策 センサーライト補助金

安全に安心して暮らせるまちづくりを目的に、防犯対策として、住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、補助金を交付します。

対象 町内に住所を有する方で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までにセンサーライトを購入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とし、昨年度以前に補助金を受けた世帯は対象となりません。

補助金額 センサーライト購入設置金額の2分の1以内とし、2000円を限度額とします。(100円未満切り捨て)

申請方法 補助金の交付を申請しようとする方は、センサーライト設置完了後、3月末日までに申請してください。

※申請書は総務課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ先 役場 総務課

内線 151

エコモビリティライフ (エコモビ)の日

県では、市町村や関係団体、事業者、NPOなどと協力して、車と公共交通、自転車、徒歩などを賢く使い分ける「エコモビリティライフ」を県民運動として推進しています。

県民の皆さんにエコモビリティライフを意識し実践していただくよう、毎月第1水曜日を「あいちエコモビリティライフの日(エコモビの日)」と定めていますので、エコモビの日をきっかけに、県民皆さん一人ひとりが日ごろの生活を見つめ直し、環境に優しい交通行動「エコモビリティライフ」を行っていただきますようお願いします。

問合せ先 県 地域振興部 交通対策課 ☎(954)6125

HP <http://www.pref.aichi.jp/kotsu/ecomobi/index.html>

社会福祉協議会

ボランティア保険

ボランティア活動保険への加入はお済みでしょうか。

ボランティア活動中の万が一の事故に備えて、ボランティア活動保険へ加入しておきましょう。

加入期間は毎年4月から翌年3月までの1年間(掛金は基本プラン250円から)で、年度途中の加入も可能です。

なお、現在加入済みの方も4月以降引き続き活動される予定の方は、3月中に更新の手続きを行ってください。

詳しくは、お問合せください。

問合せ先 ボランティアセンター

(社会福祉協議会内)

☎(442)0990



募集



登録統計調査員

各種統計調査における統計調査員の選任を円滑にするため、統計調査員として登録し、活動していただける方を随時募集しています。

統計調査員とは 年1〜2回行

われる統計調査で、調査対象の世帯や事業所への調査票の配布・回収、回収した調査票の点検・整理を行っていただきます。

統計調査員として登録されると優先的に選任されます。また、期間中は非常勤の公務員となりますので、調査員報酬が支払われるほか、調査期間中の万が一の事故には公務災害補償が適用されます。

調査員の要件

- ・ 民間の方
- ・ 年齢20歳以上65歳未満の方
- ・ 責任を持って調査事務を遂行できる方
- ・ 秘密の保持に関し信頼のおける方

る方

- ・ 税務・警察・選挙等に直接関係のない方

従事していただく統計調査

統計法に基づく基幹統計調査(国勢調査、工業統計調査、住宅・土地統計調査) ※調査で得られた資料は、国や県・市町村の政策の基礎や諸外国と我が国とを比較する材料となります。

申込・問合せ先 役場企画課

内線134

社会福祉協議会

ボランティア

ボランティアは、だれもが持っている「優しさ」「思いやり」を形に表して、自分の余暇や特技を生かして無理なく活動することの意味します。そしてその活動は、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりにつながります。

ボランティアセンターでは、そんな皆さんの思いを形にするお手伝いをしています。ボランティアに少しでも興味のある方、活動してみませんか。

問合せ先 ボランティアセンター

(社会福祉協議会内)

☎(442)0990

自衛官

募集項目

- ・ 自衛隊幹部候補生(一般)
- ・ 自衛隊幹部候補生(歯科・薬剤科幹部)

資格

- ・ 自衛隊幹部候補生(一般)
- ・ 大学卒(見込み含む)22歳以上26歳未満の方
- ・ 自衛隊幹部候補生(歯科・薬剤科幹部)
- ・ 専門の大学卒(見込み含む)20歳以上30歳未満の方
- ※薬剤は20歳以上26歳未満(薬学修士学位取得者は28歳未満)

受付期間 2月1日(土)〜4月25日(金)

試験日(一次試験)

- ・ 5月10日(土) 筆記試験
- ・ 5月11日(日) 操縦適性検査(自衛隊幹部候補生(一般)の飛行要員希望者のみ)

申込・問合せ先 自衛隊 愛知地方協力本部 一宮地域事務所

☎ 0586(72)2760

身に付けよう応急手当 普通救命講習

とき 3月30日(日)午後1時～4時

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住または在勤の方で満15歳以上の方

内容

- ・成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法
- ・大出血時の止血法

定員 15名

費用 無料

受付期間 3月10日(月)～23日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部・消防署・北分署・南分署

申込方法 普及講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みの受付はできません。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部 消防課

☎ (442) 1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

庭木の消毒作業

4・6・8月実施分の予約を受け付けます。ご希望の方はお問合せください。

効率的にまとめて作業するため、誠に勝手ながら作業日の指定はご遠慮願います。

注意 天候の都合により作業日が変更になる場合があります。

申込・問合せ先 シルバー人材センター ☎ (443) 1680



お願い



柔道整復師(接骨院・整骨院)およびはり・きゅう・あんま・マッサージ等の
適正受診にご協力を!

医療費は皆さんから納めていただいている大切な国民健康保険税から支払われています。

柔道整復師や鍼灸師による施術でも健康保険の対象となるものとならないものがあるため、健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。

保険医療の対象となるもの

○柔道整復師(接骨院・整骨院)

急性・外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫および肉離れ等の挫傷施術を受けるときは次の点に注意してください。

- ・何が原因で負傷したのかを正しく伝えてください。
- ・病院との重複受診(同一の負傷による同時期の受診)はできません。

せん。はり・きゅうも同じです。
・「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で署名してください。

○はり・きゅう

神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症など

○あんま・マッサージ

関節拘縮、筋麻痺などの症状

※柔道整復師(接骨院・整骨院)の骨折、脱臼およびはり・きゅうの施術を保険医療で受けるときは、医師の同意書が必要となります。また、あんま・マッサージの施術が長期間にわたる場合にも、定期的に医師の診断および同意書が必要となります。

保険医療の対象とならないもの(全額自己負担)

○柔道整復師(接骨院・整骨院)

- ・日常生活からくる疲れや肩こり、腰痛など
- ・スポーツなどによる肉体疲労・筋肉痛の改善
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)
- ・加齢による腰痛や五十肩の痛み
- ・交通事故の場合

・業務上の負傷の場合
問合せ先 役場 保険医療課
内線170

相談



消費生活相談窓口

電話による強引な押し売りや頼んでもいない商品が届いたことはありませんか。商品やサービスの多様化によって、事業者と消費者の間で悪徳商法、多重債務などのトラブルが発生しています。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、月に1回専門の相談員を配置し、問題解決のために助言などを行う消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安を感じたら、ひとりで悩まずに窓口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

なお、相談は先着順となりますので、お待ちいただくことがあります。

とき 3月19日(水) 午後1時30

分〜4時30分(受付終了午後4時)
※原則、毎月第3水曜日に行つていますが、変更となる場合があります。

ところ 役場 2階旧保健センター

相談料 無料

申込方法 来庁または電話

申込・問合せ先 役場 産業環境課

内線159

スポーツ



体育協会主催

空手道教室(和道会)

とき 4月12・19・26日(土)午後6時30分〜8時

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で5歳以上の方

参加費(傷害保険料を含む)

一人 400円

指導内容 空手道の基本動作(突き・蹴り・受け・体さばきなどの基本の形)

指導員 文部科学省認定スポー

ツ指導員

全日本空手道連盟公認審判員
および指導員

申込期間 3月10日(月)〜4月4日(金)

申込・問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

体育協会主催

バレーボール教室

とき 4月4・11・18・25日 5月2・9日(全金曜日)
午後7時〜9時

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で18歳以上の方

参加費(傷害保険料を含む)

一人 400円

指導内容 バレーボールの基本動作

指導員 家庭婦人バレーボール連盟会員

持ち物 体育館シューズ、運動できる服装

申込期間 3月3日(月)〜28日(金)

申込・問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

体育協会主催

町民ソフトテニス大会

とき 4月13日(日)午前9時

予備日 4月20日(日)

ところ 中学校テニスコート

対象 町内在住・在勤で中学生以上の方

部門

中学生男女の部
一般(混合)の部

競技方法 日本ソフトテニス連盟規則に準じ、トーナメント方式とします。

参加費(傷害保険料含む)

中学生 100円

一般 200円

持ち物 テニスのできる服装

申込期間 3月10日(月)〜4月4日(金)

申込・問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

体育協会主催

町民ゲートボール大会

とき 4月20日(日)午前9時

予備日 4月21日(月)

ところ 多目的スポーツ広場

対象 町内在住・在勤で中学生以上の方

チーム構成 申込者を1チーム5名から7名に分けます。

競技方法 公式ゲートボール競技規則によるリーグ・トーナメント戦とし、競技制限時間は30分とします。

参加費(傷害保険料含む)

中学生 100円
一般 200円

持ち物 運動できる服装

申込期間 3月17日(月)～4月11日(金)

申込・問合せ先 スポーツセンター
☎(443)7077

スポーツ推進委員会主催 ニユースポーツ教室

とき 5月30日 6月27日 7月11日 8月8日 9月12日 10月24日 計6回(全金曜日)

午後7時～8時30分

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学4年生以上の方

種目 ソフトバレーボール、ラージボール卓球

指導者 スポーツ推進委員

参加費 無料

申込期間 3月24日(月)～5月16日(金)

持ち物 体育館シューズ

注意 託児は行っていない。

申込・問合せ先 スポーツセンター
☎(443)7077

町営野球場の利用

利用種目 軟式野球・ソフトボール

利用対象 町内在住・在勤の方で10名以上の団体

※事前に登録が必要です。

使用期間および時間

昼間使用期間(年間)

- ・午前9時～11時30分
- ・午前11時45分～午後2時15分
- ・午後2時30分～5時

夜間使用期間(3月1日～11月30日)

- ・午後7時～9時

使用料

- ・昼間 無料
- ・夜間 5000円

抽選会 原則毎月20日午後6時

※休館日等で日程が変更となります。

申請・抽選会の場所 スポーツセンター1階受付

その他

- ・毎月申請が必要です。
- ・仮申請は利用する月の前月10日から抽選の日の午後5時までです。
- ・本申請は、抽選の日の翌日午前9時より開始します。
- ・電話・メールでの申し込みおよび予約の受付はできません。

問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

催し



読み聞かせと紙芝居

幼児・小学生対象の絵本や紙

芝居を楽しみませんか。

～婦人会読書クラブ～

とき 3月26日(水)午後1時30分～3時30分

ところ 公民館2階キッズルーム

参加費 無料

問合せ先 公民館内社会教育課

☎(443)2671

認知症の家族のリフレッシュしよう会

認知症の方を介護している家族が意見交換し、同じ気持ちを持て共々できる場所です。相談したい方はぜひお越しください。

とき 3月13日(木)午後1時30分～3時

ところ 総合福祉センター1階

研修室

参加費 無料

申込・問合せ先 地域包括支援

センター ☎(442)0857